

## 新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について</p> <p>財関第 118 号 平成 18 年 2 月 1 日 改正 財関第 321 号 平成 24 年 3 月 31 日 改正 財関第 442 号 平成 29 年 3 月 31 日 改正 財関第 417 号 令和 2 年 3 月 31 日 改正 財関第 1120 号 令和 2 年 12 月 28 日 <u>改正 財関第 594 号</u> <u>令和 5 年 6 月 30 日</u></p> <p>標記のことについて、別添のとおり、農林水産省消費・安全局長から通知があったので、平成 18 年 2 月 1 日からこれにより実施されたい。</p> <p><b>別添</b></p> <p>17 消安第 10801 号 平成 18 年 2 月 1 日 23 消安第 5335 号 平成 24 年 1 月 27 日 26 消安第 6528 号 平成 27 年 3 月 27 日 29 消安第 2211 号 平成 29 年 9 月 12 日 元消安第 4833 号 令和 2 年 2 月 14 日 2 消安第 4274 号 令和 2 年 12 月 25 日 <u>最終改正 5 消安第 1744 号</u> <u>令和 5 年 6 月 23 日</u></p>	<p>「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について</p> <p>財関第 118 号 平成 18 年 2 月 1 日 改正 財関第 321 号 平成 24 年 3 月 31 日 改正 財関第 442 号 平成 29 年 3 月 31 日 改正 財関第 417 号 令和 2 年 3 月 31 日 改正 財関第 1120 号 令和 2 年 12 月 28 日</p> <p>標記のことについて、別添のとおり、農林水産省消費・安全局長から通知があったので、平成 18 年 2 月 1 日からこれにより実施されたい。</p> <p><b>別添</b></p> <p>17 消安第 10801 号 平成 18 年 2 月 1 日 23 消安第 5335 号 平成 24 年 1 月 27 日 26 消安第 6528 号 平成 27 年 3 月 27 日 29 消安第 2211 号 平成 29 年 9 月 12 日 元消安第 4833 号 令和 2 年 2 月 14 日 <u>最終改正 2 消安第 4274 号</u> <u>令和 2 年 12 月 25 日</u></p>

## 新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>財務省関税局長 殿</p> <p style="text-align: right;">農林水産省消費・安全局長</p> <p>「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について</p> <p>今般、平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示第 114 号（<u>アメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準を定める件</u>）（以下「告示」という。）の施行に伴い、「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」及び「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」を制定したので、お知らせします。</p> <p>本件に係る植物検疫措置が円滑かつ的確に実施されるよう御協力をお願いします。</p> <p>なお、告示に係る植物検疫の実施については、通関後加熱加工処理を実施することとなります。</p> <p>このことから、以下の証明方法をもって関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 70 条に規定された他法令の証明とし、輸入を認めることを証明することとしたので、輸入通関に当たり、これに御留意の上御協力をお願いします。</p> <p>[輸入認可証明方法]</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 「植物等輸入認可証印」（アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則別記様式 4 の(ロ)）を押印した「植物、輸入禁止品等検査申請書」（植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号)第 4 号様式）の写しを輸入者又は管理者に交付する。</p> <p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の付表第 46 のアメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る植物検疫の実施については、平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示第 114 号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>財務省関税局長 殿</p> <p style="text-align: right;">農林水産省消費・安全局長</p> <p>「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について</p> <p>今般、平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示第 114 号（<u>アメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準を定める件</u>）の施行に伴い、「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」及び「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」を制定したので、お知らせします。</p> <p>本件に係る植物検疫措置が円滑かつ的確に実施されるよう御協力をお願いします。</p> <p>なお、平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示第 114 号（<u>アメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準を定める件</u>）に係る植物検疫の実施については、通関後加熱加工処理を実施することとなります。</p> <p>このことから、以下の証明方法をもって関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 70 条に規定された他法令の証明とし、輸入を認めることを証明することとしたので、輸入通関に当たり、これに御留意の上御協力をお願いします。</p> <p>[輸入認可証明方法]</p> <p>1. (同左)</p> <p>2. 「植物輸入認可証印」（アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則別記様式 4 の(ロ)）を押印した「植物、輸入禁止品等検査申請書」（植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号)第 4 号様式）の写しを輸入者又は管理者に交付する。</p> <p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の付表第 46 のアメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る植物検疫の実施については、平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示第 114 号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>

## 新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）】



(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1～8 (省略)</p> <p>9 輸入検査及び加熱加工処理手続            輸入検査及び加熱加工処理手続は、以下に定めるところによるものとする。なお、「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」（平成 18 年 2 月 1 日付け 17 消安第 10801 号消費・安全局長通達。以下「指定要領」という。）に基づく指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）の所在する港とは別の規則第 6 条第 1 項に掲げる港においてばれいしょ生塊茎を輸入し、当該輸入港から指定施設まで輸入したばれいしょ生塊茎を陸路で運搬する場合の輸入検査及び加熱加工処理手続は 13 に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) 植物防疫官は、処理計画書に問題がないと判断された場合には、ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書（別記様式 4 の(イ)）を交付するものとする。            ただし、<u>植物等輸入認可証印</u>（別記様式 4 の(ロ)）を押印した(5)の輸入検査申請書の写しをもってばれいしょ生塊茎輸入認可証明書に替えることができるものとする。</p> <p>(9) (省略)</p> <p>10～12 (省略)</p> <p>13 別の輸入港の指定施設に陸路輸送する場合の事務取扱い            (1)～(9) (省略)</p> <p>(10) 輸入港頭地域植物防疫官は、次の事項を確認した上で、ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書（別記様式 4 の(イ)）を交付するものとする。            ただし、<u>植物等輸入認可証印</u>（別記様式 4 の(ロ)）を押印した(1)の輸入検査申請書の写しをもってばれいしょ生塊茎輸入認可証明書に替えることができるものとする。            ア～オ (省略)</p> <p>(11)～(13) (省略)</p>	<p>1～8 (同左)</p> <p>9 輸入検査及び加熱加工処理手続            輸入検査及び加熱加工処理手続は、以下に定めるところによるものとする。なお、「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」（平成 18 年 2 月 1 日付け 17 消安第 10801 号消費・安全局長通達。以下「指定要領」という。）に基づく指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）の所在する港とは別の規則第 6 条第 1 項に掲げる港においてばれいしょ生塊茎を輸入し、当該輸入港から指定施設まで輸入したばれいしょ生塊茎を陸路で運搬する場合の輸入検査及び加熱加工処理手続は 13 に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) (同左)</p> <p>(8) 植物防疫官は、処理計画書に問題がないと判断された場合には、ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書（別記様式 4 の(イ)）を交付するものとする。            ただし、<u>植物輸入認可証印</u>（別記様式 4 の(ロ)）を押印した(5)の輸入検査申請書の写しをもってばれいしょ生塊茎輸入認可証明書に替えることができるものとする。</p> <p>(9) (同左)</p> <p>10～12 (同左)</p> <p>13 別の輸入港の指定施設に陸路輸送する場合の事務取扱い            (1)～(9) (同左)</p> <p>(10) 輸入港頭地域植物防疫官は、次の事項を確認した上で、ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書（別記様式 4 の(イ)）を交付するものとする。            ただし、<u>植物輸入認可証印</u>（別記様式 4 の(ロ)）を押印した(1)の輸入検査申請書の写しをもってばれいしょ生塊茎輸入認可証明書に替えることができるものとする。            ア～オ (同左)</p> <p>(11)～(13) (同左)</p>

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財関第 118 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>別記様式 1～3 （省略）</p> <p>別記様式 4 （9 関係）                      (イ) （省略）                      (ロ) <u>（削除）</u></p> <div data-bbox="264 826 595 1139" style="text-align: center;">  </div> <p>備考 （省略）                      別記様式 5～8 （省略）</p>	<p>別記様式 1～3 （同左）</p> <p>別記様式 4 （9 関係）                      (イ) （同左）                      (ロ) <u>（新設）</u></p> <div data-bbox="1234 456 1570 783" style="text-align: center;">  </div> <p>備考 （同左）                      別記様式 5～8 （同左）</p>